

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていもないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

		改 正 後	改 正 前
		（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）
第二条	〔略〕	第二条	〔略〕
3	〔一・六 略〕	3	〔一・六 同上〕
2	〔略〕	2	〔同上〕
3	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一・六 略〕	3	〔一・六 同上〕 〔号を加える。〕
六の二	CVAリスクに関する次に掲げる事項		
イ	CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要		
ロ	CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）		
ハ	SACVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項		

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスボージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔七〇九 略〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イヽハ 略〕

二 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA—CVA

(2) 完全なBA—CVA

(3) 限定的なBA—CVA

(4) 簡便法
ホトト
〔略〕

五の二 〔二ヽ五 略〕

イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十
条の三の三に定めるK_{reduced}及びK_{hedged}におけるそれぞ

〔七〇九 同上〕

〔同上〕

〔イヽハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔二ヽ八 同上〕

〔同上〕

〔二ヽ五 同上〕

〔号を加える。〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イヽハ 略〕

二 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA—CVA

(2) 完全なBA—CVA

(3) 限定的なBA—CVA

(4) 簡便法
ホトト
〔略〕

五の二 〔二ヽ五 略〕

イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十

条の三の三に定めるK_{reduced}及びK_{hedged}におけるそれぞ

れのCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する第二百七十条の三に定めるK_{reduced}の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額及び限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

口 SA-CVA採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA-CVAの対象となる取引相手方の先数

5
〔六〇九 略〕
〔略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条
〔略〕

3 2
〔略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条
〔同上〕

5
〔六〇九 同上〕
〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条
〔同上〕

3 2
〔同上〕

〔一〇七 同上〕
〔号を加える。〕

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法) の名称及び各手法により算出される対象取引の

概要

□ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA-CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスボージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

「八〇十 略」

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 「イヽハ 略」

ニ CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) S A - C V A

(2) 完全な B A - C V A

(3) 限定的な B A - C V A

(4) 簡便法
「略」

六の二 「三〇六 ホント 略」
C V Aリスクに関する次に掲げる事項

「八〇十 同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イヽハ 同上」
「号の細分を加える。」

二 「三〇六 同上」
「号を加える。」

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれのCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

- (2) 限定的なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式中における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA-CVA採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとにSA-CVAで算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA-CVAの対象となる取引相手方の先数

5
〔七〔九 略〕

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

3 2 第六条
〔略〕

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己）

5
〔七〔九 同上〕

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

3 2 第六条
〔同上〕

資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。

〔一・二 略〕

三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ニ 略〕

〔四・六 略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA—CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項
(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）
(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスボージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔七・十二 略〕

〔一・二 同上〕

三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ニ 同上〕

〔四・六 同上〕
〔号を加える。〕

〔七・十二 同上〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会にあっては、この項の規定は、適用しない。

- 一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
- 〔5
〔7
〔二 〔イヽニ 略〕
〔二 〔略〕 略〕

「同上」

- 一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
- 〔5
〔7
〔二 〔イヽニ 同上〕
〔二 〔同上〕 同上〕